

議 案 第 4 号

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例の一部を改正する条例  
の制定について

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例の一部を改正する条例を別紙のよ  
うに定める。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

新松戸地域学校跡地有効活用事業の事業期間の延伸に伴い、条例の失効期日  
を延長するため。

## 新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例の一部を改正する条例

新松戸地域学校跡地有効活用事業基金条例（平成25年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。